

●香川県告示第116号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

令和2年4月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

沿岸名	漁港名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
讃岐阿波 沿岸	高尻漁港	高尻漁港（ 高尻地区） 海岸	<p>1 指定場所 香川県高松市庵治町字生ノ國、鞍谷地先</p> <p>2 指定区域 基点1から基点11までを順次に結んだ線、基点11と補助点8とを結んだ線、補助点8から補助点1までを順次に結んだ線及び補助点1と基点1とを結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（座標は世界測地系により、角度の表示は、真方位とする。） 基準点 四等三角点 太鼓の鼻 （北緯34度22分33秒. 8484、東経134度09分45秒. 7999） 基点1 基準点から194度37分、距離754.9メートルの地点 基点2 基点1から144度21分、距離13.1メートルの地点 基点3 基点2から248度50分、距離39.2メートルの地点 基点4 基点3から194度23分、距離24.3メートルの地点 基点5 基点4から227度54分、距離29.8メートルの地点 基点6 基点5から241度46分、距離50.5メートルの地点 基点7 基点6から247度39分、距離122.3メートルの地点 基点8 基点7から202度08分、距離25.3メートルの地点 基点9 基点8から200度28分、距離40.2メートルの地点 基点10 基点9から192度02分、距離30.4メートルの地点 基点11 基点10から188度55分、距離40.7メートルの地点 補助点1 基点1から79度06分、距離61.9メートルの地点 補助点2 基点2から122度24分、距離63.8メートルの地点 補助点3 基点2から155度55分、距離34.0メートルの地点 補助点4 基点5から144度50分、距離50.4メートルの地点 補助点5 基点7から130度42分、距離49.3メートルの地点 補助点6 基点9から150度37分、距離75.6メートルの地点</p>

			補助点7 基点10から134度51分、距離31.5メートルの地点
			補助点8 基点11から125度39分、距離24.5メートルの地点